

# 厚真町津波防災地域づくり推進計画（素案）に対する パブリックコメント意見募集要項

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う海溝型地震・津波への対策として、「何としても命を守る」の考え方にに基づき、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じた津波防災地域づくりのための厚真町津波防災地域づくり推進計画の作成を行います。

これまで以上に強い防災体制の確立・推進を目指し、より多くの町民の皆さんの意見を反映するべく、パブリックコメント手続規則に基づき、「厚真町津波防災地域づくり推進計画（素案）」に対する意見（パブリックコメント）を募集します。

町民の皆さんからの多くのご意見をお待ちしています。

## 1 意見の募集期間

令和5年12月27日（水）～令和6年1月26日（金）午後5時30分必着（31日間）

## 2 意見募集対象者（ご意見を提出いただける方）

- (1) 厚真町内に住所を有する方
- (2) 厚真町内に事務所または事業所を有する個人の方および法人その他の団体
- (3) 厚真町内の事務所または事業所に勤務する方
- (4) 厚真町内の学校に在学する方
- (5) このパブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する方

## 3 資料等の入手方法・場所

- (1) 町ホームページ（電子データのダウンロード）
- (2) 役場総務課防災グループ又は上厚真支所（書面の縦覧）

## 4 意見の提出方法等

「意見記入用紙」に氏名、住所を、法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所又は事業所の所在地を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 電子メール アドレス：kanbou@town.atsuma.lg.jp
- (2) ファックス 番号：0145-27-2328
- (3) 書面の持参又は郵送

### ア 持参・郵送先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地  
厚真町役場 総務課防災グループ

### イ 受付時間

午前8時30分～午後5時30分（土日、祝祭日を除く）

## ウ その他

意見が1, 000文字を越える際には、必ず要旨を添付してください。  
また、意見が複数のページに及ぶ場合は、ページ番号を記入してください。

## 5 留意事項

- (1) 意見の言語は日本語に限ります。
- (2) 電話又は口頭でのご意見の受付はできません。
- (3) ご意見のほかに資料等を添付されても構いませんが、量が多くなるようでしたら、あらかじめ担当部署までご連絡ください。なお、いただいたご意見や資料等の書面は返却できませんので、ご了承ください。
- (4) 住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用しません。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。
- (5) ご意見は、案を決定する際に参考とさせていただきます。
- (6) いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。個人を特定できる箇所を除き、ご意見の内容とそれに対する町の考え方を後日公表いたします（住所、氏名等の個人情報は公表することはありません）。

## 6 お問い合わせ先（担当部署）

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町役場 総務課防災グループ

電話：0145-27-2481（直通）

ファックス：0145-27-2328

電子メール：kanbou@town.atsuma.lg.jp